

湯河原町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部
を改正する規則新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考
別表第 3 （第14条関係）		別表第 3 （第14条関係）		
事由	期間	事由	期間	
(1) （略） (8) （略）	（略）	(1) （略） (8) （略）	（略）	
(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7 月</u> から10月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として3日の範囲内の期間	(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6 月</u> から10月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として3日の範囲内の期間	
(10) （略） (15) （略）	（略）	(10) （略） (15) （略）	（略）	
		附 則 この規則は、公布の日から施行する。		